

議案第6号

鳥取県民生委員定数条例の設定について

次のとおり鳥取県民生委員定数条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県民生委員定数条例

民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとす。

鳥取市	516人
米子市	338人
倉吉市	164人
境港市	86人

岩美郡岩美町	48人
八頭郡若桜町	22人
八頭郡智頭町	32人
八頭郡八頭町	68人
東伯郡三朝町	35人
東伯郡湯梨浜町	49人
東伯郡琴浦町	65人
東伯郡北栄町	45人
西伯郡日吉津村	9人
西伯郡大山町	61人
西伯郡南部町	35人
西伯郡伯耆町	40人
日野郡日南町	31人
日野郡日野町	22人
日野郡江府町	18人

附 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。